

案件に関連する指摘・対応状況

問題解決済

国名：案件名
インドネシア：ジャワ南線複線化事業（Ⅰ～Ⅳ）
（1）問題・指摘の概要
本事業の一部の契約を受注したコンサルティング会社が、リベート供与の疑いがあるとして報道（2014年3月）、起訴され（2014年8月）有罪判決を受けた（2015年2月）。
（2）原因
上記のとおり。
（3）これまでの対応及び現状等
当該企業に対して、2014年4月30日から2017年4月20日まで、当機構との契約の相手方になること及び資金協力事業における調達契約の当事者になることを認めない等の措置を実施。 2015年1月「ODA案件における不正防止のため対策協議会」を実施し、ODA事業に関連する不正腐敗の防止に向けた取組の強化について日・尼政府間で合意済みであり、同年に打ち出された防止策に基づく尼側の取組み状況について確認を行った。
（4）今後の対応・教訓等
インドネシア・日本政府による不正防止策を踏まえ、適切なODA事業の実施に努める